

## 第10回熊本県障害者の相談に関する調整委員会 議事要旨

1 日 時 令和元年（2019年）6月6日（木）  
午後1時30分から午後3時まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 出席者 別紙のとおり（委員15人中11人出席）

### 4 議 題

（1）開会あいさつ

（2）議 題

- ① 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等の実施状況（平成30年度（2018年度））
- ② 平成30年度（2018年度）事例紹介
  - ア 行政機関が運営する婚活事業で、障がいがあることをあらかじめ言わなかったことを指摘されたという相談  
説明：広域専門相談員 荒木 真子
  - イ ショッピングモールから、障がいのある方などへの買物支援をどこまですれば良いのかという相談  
説明：広域専門相談員 児玉 秀幸

（3）閉会

### 5 議事要旨

**議題1** 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」による相談活動等の実施状況（平成30年度（2018年度））

相藤会長：それでは、議題1「『障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例』による相談活動等の実施状況について（平成30年度（2018年度））」について、事務局から説明をお願いします。

※資料1を事務局から説明

（意見・質疑等）

森枝委員：12ページからの相談事例を見ていると、行政機関が運営する婚活事業の事案等、行政機関に関係する事案もいくつか見られるが、市町村等、県以外の行政機関への周知はどのように取り組んでいるのか。

事務局：行政機関における事案の中には、市町村における事案が多い。

市町村においても、都道府県と同様、障害者差別解消法により「職員対応要領」を定めることとされているが、4月時点での策定は30市町村となっており、引き続き全市町村による策定がおこなわれるよう市町村に働きかけていく。

また、策定済みの市町村に対しても、当該要領をしっかりと職員に周知するよう働きかけていく。

相藤会長：相談事例を読むと、広域専門相談員は1つ1つ丁寧に対応してきているという印象を受けた。引き続き、しっかりと対応をお願いしたい。

相藤会長：その他、意見・質疑等はないか。

各委員：（意見・質疑等なし）

相藤会長：それでは、議題1については、これで終了する。

## **議題2** 平成30年度（2018年度）事例紹介

「行政機関が運営する婚活事業で、障がいがあることをあらかじめ言わなかったことを指摘されたという相談」

相藤会長：それでは、議題2の1つ目、「行政機関が運営する婚活事業で、障がいがあることをあらかじめ言わなかったことを指摘されたという相談」について、事務局から説明をお願いします。

※資料2「事例1」を事務局から説明

（意見・質疑等）

加来委員：仮に、当該婚活事業の様式にそのような欄がなかったのに記載を求めたのであれば、問題だと思う。

また、欄があったとしても、障がいがあることを相手に伝えることは、実際にお付き合いしてみないと決められないのではないか。

まったく知らない相手に、「自分は障がい者です。」と伝えたい人は極めて稀ではないか。

竹田委員：仲介者は、どうしても結婚まで結び付けたいという気持ちがあり、情報収集する場合でも、「初婚か再婚か」といった情報と同じように「障がいの有無」を事務的に尋ねたのではないかと推測されるので、仕方がないのかなという気がしないでもない。

ただ、この相談を受けて、事業担当者である市町村は、仲介者への指導等の対応は行っているのか。

事務局：市町村の担当者から仲介者へ相談者の思いを伝えると、「自分の発言が相談者を傷つけてしまったことについては反省している。」とのことであった。

竹田委員：今後はこのようなことがないよう対応していくということか。

事務局：はい。再発防止策として障害者差別解消法や障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の研修を行っていくとのことであった。

竹田委員：これが不利益取扱いに当たるかどうかというのは微妙なところだと感じる。いろいろな書類の中に、「障がいの有無」を記載する欄は見かける。飛行機1つ乗るにしても、障がいのことをものすごく細かく書くようになっている。これらは、書かないと困ることもあるので悩ましいが、記載項目の簡素化に向けた取組は必要ではないかと考える。今回は、婚活事業だから不利益取扱いに当たるのかなという気がする。

相藤会長：本事案は、仲介者の、「なぜあらかじめ言わなかったのか。申込書に書きなさい。」などといった口調等も問題となった要因の1つのように感じられる。市町村担当者が指導をする際も、そのような「対応の仕方」についても指導する必要があると考える。

相藤会長：個人的には、障がいがあることを伝えるかどうかは、どのタイミングで伝えるかどうかを含め、個々人の自由であると思われる。

森枝委員：障がいがあることを書かせるということは、不利益取扱いに該当すると思われる。人によっては、「障がいの有無」が結婚の判断要素になっている方もいるかもしれないが、多くの方は人柄や年齢など、たくさんの要素を考え合わせながら相手を決めていくと思われるので、ことさら「障がいの有無」のみを取り上げるのは、不利益取扱いに該当すると言わざるを得ない。

武元委員：私も、ことさら「障がいの有無」のみを取り上げる点に違和感を持っている。それなら例えば、「暴力を振るうかどうか」などは聞かなくて良いのか。という話に広がっていくと思う。行政機関が行う婚活事業の運営の難しさを感じている。

竹田委員：私の所属している熊本県身体障害者福祉団体連合会でも、障がいのある人限定の結婚相談の事業を実施している。利用者の9割は精神障がいのある人という状況である。障がいのある人限定の会員制の事業であることから、当然、様式には、障がいの有無を書く欄があり、引き合わせる立場からすると、障がいの種類・程度まで書いてもらわないと困ると感じている。ただ、抵抗がある人はいるだろうから、自由記載にすべきではないかと感じたところである。

原委員：私は熊本県商工会連合会に所属しており、事業所における使用者側の立場からすると、一方では障害者法定雇用率の問題が取りざたされていることから、「障がいの有無」の確認は重要なことであり、悩ましい問題だと感じている。就労の現場からすると、就労後の職場における合理的配慮も含めて、その方の障がい特性について事前に把握しておいた方がより良い雇用関係を築けるのではな

いかと感じている。

加島委員：行政機関が行う婚活事業というのは、最初から細かい情報を集めてマッチングするという作業は不要で、単純に出会いの場を提供すれば良いと思う。

出合ってからお付き合いしていく中で、その人の人柄や障がいも含めて様々なことを知って考えていけば良いと思う。

相藤委員：原委員のおっしゃった就労の現場では、障害者法定雇用率を満たす必要があったり、職場での配慮が必要な場面が出てくることから、婚活事業というプライベートな場面とはまた違った考え方が必要になると感じている。

学校でも、外部に実習に行く際に、自己紹介シートを作成することになるが、そのシートには「その他実習先に伝えたいこと」という欄が設けてある。

そこに「障がいの有無」を記載するかどうか、学生から相談を受けることがあるが、助言としては、「記載したいかどうかは自由である。ただ、記載することで実習先から様々な配慮を受けられる場合があるので、それも含めて考えてほしい。」旨を伝えるようにしている。

本婚活事業の様式でも、「伝えたいこと」という自由記載欄があれば良いと感じた。

牛野委員：まず、このような事案で傷つく方がいるということをし、しっかり事実として受け止める必要があると考えている。

このように自分ではどうすることもできない部分について尋ねるという行為は、「あなたは部落出身ですか。」と結婚前に尋ねることと同じではないかと感じた。

障がいがあることを告知するかどうか、誰にどのタイミングで伝えるかは本人主体で考えるべきであり、行政機関の場合は特に留意すべきだと考える。

石本委員：本事案はたいへんな事案だと感じている。

結婚は、出合ってからゆっくりといろいろなことを知りあって、お互いが納得しながら考えていくものであるのに、行政機関が利用者を最初からふるいにかけている。県からもしっかりと指導してほしい。

加島委員：以前、酪農家向けの婚活イベントを開催したことがあるが、事前情報等はほとんど取らずに、場を設定して交流してもらうようにした。

このような細かな情報を収集したことはなかった。

小野委員：私も、婚活は、書類でやりとりするのではなく、一緒に集まって、体験を共有しながら交流を深めていくものだと思っている。

先ほどの酪農家向けのイベントもそうであるが、様々な企画の中で自由に交流を深めながら決めていくものであると思う。

相藤会長：本事案は、仲介者から、「精神障がいであることを言わなかったことを怒られた。」という「対応の仕方」も問題になっていると思われる。

行政機関の職員の理解は進んできていると思うが、その委託先等の個々人になってくると、まだまだの部分があると思うので、その部分への研修をしっかり進めて

いただきたい。

相藤会長：その他、意見・質疑等はないか。

各委員：（意見・質疑等なし）

相藤会長：それでは、議題2の1つ目、「行政機関が運営する婚活事業で、障がいがあることをあらかじめ言わなかったことを指摘されたという相談」については、これで終了する。

相藤会長：次に、議題2の2つ目、「ショッピングモールから、障がいのある方などへの買物支援をどこまですれば良いのかという相談」について、事務局から説明をお願いします。

※資料2「事例2」を事務局から説明

（意見・質疑等）

相藤会長：店員による買物支援については、障害者差別解消法の理解が広まってきていることもあり、印象としてはだいぶ進んできていると感じている。

事業者が悩んでいる事柄の1つにトイレの問題が挙げられていたが、そのことについてどなたか御意見はないか。竹田委員いかがか。

竹田委員：この事例とは違うと思われるが、私はイオンモール熊本のバリアフリー化に携わったことがある。

イオンモール熊本はバリアフリーにとっても力を入れており、設計のコンセプトは、「バリアフリーを見えないようにする」であった。

その中で、トイレについても、「基本的に誰でも利用できる」ようスペース、数、設備等を設計していることから、そもそもトイレへの誘導等の問題は発生しないようになっている。

買物支援についても、誰でも自分で入れるように入口や幅を設計するようしたり、電動車いすを準備したりした。電動車いすについても、利用したくなるようなデザインの良い車いすをたくさん準備するよう工夫した。

店員の買物支援研修についても、定期的にその店内で実施するよう要請している。

竹田委員：本事案については、個別支援をどこまで行うかという悩みの中で、例えば、トイレであれば便座まで誘導しなければならないのかと悩んでおられるが、そのような要望をされる方はほとんどいないと思われるので、そのような個別支援を求める買物客はインフォメーション対応とする等、役割分担を行えば、店舗の負担は軽減されるのではないか。

加島委員：熊本市内のアーケード街等は竹田委員の目から見てどうか。

竹田委員：バリアフリーの面では非常に厳しい。段差の解消も必要だし、幅を広げる

必要もある。車いすの方が利用できるトイレはない。障がいのある方が行ける店がほとんどない。

原委員：熊本県商工会連合会の会員は小規模な店舗も多いことから、買物支援は当然行わなければならないが、トイレの便座までの誘導支援となると、人間的に厳しい事業者も多いように思う。ショッピングモール並みの支援は、すぐにとるとなかなかな難しいなという印象を受けた。

竹田委員：バリアフリーの対応に関して、ハートフルパスについては引き続き専用駐車場の台数増について働きかけをお願いしたい。

ハートフルパスの発行数が増加することに伴って、ハートフルパス専用駐車場が満車になっていることが多いことから、取組をお願いしたい。

武元委員：ハートフルパス専用駐車場に健常者が駐車する場面を目撃する。

引き続き、適正利用について啓発をお願いしたい。

竹田委員：障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例にハートフルパスを入れてもらうことも検討してほしい。そのことによって周知が深まるのではないか。

相藤会長：その他、意見・質疑等はないか。

各委員：(意見・質疑等なし)

相藤会長：それでは、議題2については、これで終了する。

## **閉会**

相藤会長：それでは、本日予定されている議題は以上である。

※閉会

第10回 熊本県障害者の相談に関する調整委員会 出席者名簿

熊本県障害者の相談に関する調整委員会

氏名	所属	職名
相藤 絹代	熊本大学・熊本学園大学	非常勤講師
石本 通夫	社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会	副会長・理事
牛野 忠男	熊本県教育委員会 特別支援教育課	課長
小野 真理子	一般財団法人熊本県ろう者福祉協会	総務部長・理事
加来 裕	公益社団法人熊本県医師会	理事
加島 裕士	熊本県経営者協会	専務理事
竹田 勉	社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会	常務理事
武元 典雅	熊本県知的障がい者施設協会	会長
田端 高志	熊本市 健康福祉局	局長
原 悟	熊本県商工会連合会	専務理事
森枝 大輔	熊本県弁護士会	弁護士

事務局

氏名	所属	職名
沼川 敦彦	子ども・障がい福祉局	局長
永友 義孝	障がい者支援課	首席審議員兼課長
内村 太	障がい者支援課	課長補佐
神西 良三	障がい者支援課	課長補佐
太田 竜	障がい者支援課	参事
杉本 芙美	障がい者支援課	主事
児玉 秀幸	障がい者支援課	広域専門相談員
荒木 真子	障がい者支援課	広域専門相談員